**平成３０年度に私立幼稚園の特別支援教育に係る**

**補助金の交付申請を予定している幼稚園・認定こども園設置者の方へ**

　下記の点に十分に留意してください。

１．診断書（判定書）等について

（１）診断書（判定書）等

　　　本補助金に係る添付書類の「診断書（判定書）等」とは、次のものをいいます。

　① 大阪府が示している様式２－２（医師用）もしくは、様式２－３（医師以外用）

（ⅰ）発行者

　　 医学上または心理学上の資格（国家資格、公的資格、任用資格（心理判定員）等）を持つ者で

あること。

　② 発行者（機関（長））の任意様式による、診断書、意見書、証明書、判定書、指導書、紹介状、

所見等

≪具体例≫

　　　　専門医師・病院・医院発行の診断書、子ども家庭センターや保健所からの所見、心理学専攻

　　　　の大学教員（履歴書の添付が必要）の意見書等

　（ⅰ）発行者

　　 医学上または心理学上の資格（国家資格、公的資格、任用資格（心理判定員）等）を持つ者で

あること。

　（ⅱ）記載内容

・大阪府が示している様式（医師の場合は様式２－２、医師以外は様式２－３）で求めている

記入項目を全て満たしていただく必要があります。記入事項に不足がある場合は、添付書類と

して認められません

　　・医師以外が発行するものは、保護者が内容を確認した上で、保護者の署名（自署）が必要にな

ります。署名がないものは、添付書類として認められません。

　③ 各種手帳類

　　・設置者による原本証明を行った写しを提出してください。

　　・障がい種別が判定できない（病名等の記載のない）書類については、手帳等を発行した期間が

その障がいを認定したもととなる診断書等の添付をお願いすることがあります。

・承認期間等が記載されている場合、平成30年度が期間外のときは、添付書類として認められ

ません。

　　≪各種手帳類の具体例≫

　　　　身体障がい者手帳、療育手帳、小児慢性特定疾患手帳、こども健康手帳、小児慢性特定

疾患治療費援助承認決定通知書、特別児童扶養手当認定通知書、医療費助成証、心臓病

管理指導表等の写し

　　次のような資格者が作成した診断書（判定書）等は、原則として添付書類として認めません。

　・民間資格（民間団体が付与する資格で、国が認定していないもの）

　・社会福祉法人やその他障がい福祉事業を行う公益法人の職員（ただし、当該法人に所属する

専門医師等が個人の資格で診断書を作成する場合は除く）

（２）診断書（判定書）等の作成時期

　　 **・平成30年4月～9月末日までの間に作成されたもの（各種手帳類で承認機関等が記載されて**

**いる場合は、平成３０年度が期間内であるもの）**

　　 **・昨年に引き続き交付申請を予定する園児についても、上記期間に発行された診断書（判定書**

**等を提出してください**

（３）診断書（判定書）等に係る注意事項

　　　下記のような場合は、添付書類として認められません。

　　　・発行者（機関（長））名、もしくは医師等の氏名の記名・押印のないもの

　　　・「②発行者（機関（長））の任意様式による書類」において、医師以外が発行するもので、保

護者の署名（自署）がないもの

２．保護者への説明及び同意について

（１）個人情報の取り扱い説明

・本件調査のほとんどは個人情報であり、「個人情報保護法」及び「大阪府個人情報保護条例」

により、府はもとより、各園においても、この情報の適正な取扱いの確保に努めなければな

りません。

また、同条例により、本人もしくはその法定代理人は、大阪府に対して自己に関する個人情

報の開示請求をすることができます。

　　　・個人情報の取り扱いについては、慎重を期するとともに、当該園児の保護者には、下記につ

いて十分な説明をお願いいたします。

　　　**診断書（判定書）等を求める目的、取り扱い**

大阪府が、補助対象となるかどうかを判断する際の資料として使用します。したがって、提出先

は大阪府です。提出された診断書等は、大阪府においては本補助の判定資料として利用するものであり、他の目的で使用することは一切ありません。

（２）配慮の説明と保護者の同意

　　下記内容を保護者に十分に説明し、必ず同意を得てください。

・対象園児に対して年間を通じた個別の教育支援計画及び継続した配慮の内容（担当教員、取

組内容、取組頻度等）

　　　・大阪府における私立幼稚園・認定こども園の特別支援教育に係る補助金助成制度の趣旨

・当該補助金は府が特別支援教育の充実や教育条件の向上を図るために私立幼稚園に対して

助成するものであり、保護者に対して直接給付される補助金ではないこと

　　　・調査票の添付書類として、診断書（判定書）等を府に提出すること

**今年度より、副申書と保護者同意書をひとつの様式に集約しました。記載済の副申書、診断書（判定書）等、個別支援・個別計画を保護者にご確認いただき、同意を得た上で、副申書の保護者確認欄に署名（自署）をお願いします。**